

平成30年 第12回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成30年12月11日(水) 午後2:00~午後2:30

2. 場 所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (10人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	工藤 昭治
委員	1	田守 和人
"	2	谷地村 久人
"	3	佐藤久美子
"	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委 員	6	長井 進
"	7	長根 孝衛
"	8	小澤 守昭
"	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第27号 農業経営基盤強化法促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 会議の概要

(平成 30 年第 12 回 12 月の総会)

議 長	会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、1 番、田守和人君にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議 長	本日の出席委員数は 10 名で、定足数に達しておりますので、これより、平成 30 年第 12 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。 議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。
	異議なし
議 長	それでは、議事録署名委員には、7 番、長根孝衛君並びに 8 番、小澤守昭君を指名いたします。
議 長	次に、日程第 2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に、日程第 3、議案第 26 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 事務局より、議案の朗読と説明を求めます。

事務局

2 ページをお開きください。

日程第 3、議案第 26 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について説明いたします。

農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

今回は使用貸借が 1 件、売買 1 件、計 2 件であります。

受付番号 19 号についてご説明いたします。

3 ページをお開き願います。

受付番号第 19 号は、譲り渡し人が引き続き農業者年金の受給のため使用貸借権の設定で、設定期間は 10 年間でございます。

農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、3 ページ議案書記載のとおりでございます。

3 ページに議案書の写し、4 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、5 ページから 6 ページにかけて、許可申請書の写し、7 ページに使用貸借契約書の写し、8 ページに位置図を添付してありますので、参考にしてください。

また、4 ページ農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

なお、利用状況調査については、農業者年金を受給するためのものであり、省略いたしました。

以上、受付番号第 19 号の説明を終わります。

続いて受付番号 20 号についてご説明いたします。

9 ページをお開き願います。

受付番号第 20 号は、譲り渡し人が労働力不足により譲り受け人に売買するものであります。

農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積、売買価格等については、9 ページ議案書記載のとおりでございます。

9 ページに議案書の写し、10 ページに農地法 3 条 1 項の調査書、11 ページに許可申請書の写し、12 ページに位置図を添付してありますので、参考にしてください。

また、10 ページ農地法第 3 条 1 項の調査書記載のとおり、利用効率、農作業の常時従事、下限面積、周辺農地の状況及び地域調和等、許可で

	<p>きない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で議案第 26 号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 5 番、小坂委員より報告を求めます。</p>
小坂委員	<p>議案第 26 号、受付番号第 19 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号 19 号の申請地は譲渡人が労働力不足で、また、譲受人は隣接地に農地があり作業効率及び経営規模拡大のため、申請されたものです。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑、意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 26 号を原案のとおり、決定することにご異議ありませんか</p>
	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 26 号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、日程第 4、議案第 27 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを、議題といたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読と説明をもとめます。</p>

<p>事務局</p>	<p>13 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 4、議案第 27 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により別紙のと通りの農用地利用集積計画の決定について、意見をもとめるものでございます。</p> <p>今回の承認件数は 1 件でございます。</p> <p>14 ページをお開きねがいます。</p> <p>受付番号 9 号についてご説明いたします。</p> <p>平成 30 年 10 月 31 日付けで、新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、14 ページ議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、設定期間は 10 年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p> <p>15 ページは、新郷村長からの協議文書、16 ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、17 ページから 23 ページまでは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、利用集積計画書の写しと位置図を添付しておりますので、参考に願います。</p> <p>以上、議案第 27 号の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 9 番、佐藤委員から報告を求めます。</p>
<p>佐藤光男委員</p>	<p>議案第 27 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第 27 号の申請地、整理番号 30 の 9 は畑であります。</p> <p>申請地は、貸人の労働力不足のため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は、農地中間管理機構から借り受け人に牧草地及び畑として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思ひます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>

議 長	ただいまの事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第 27 号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 27 号は原案のとおり承認することとしました。
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成 30 年第 12 回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 30 年 月 日

議 長

署名者

署名者